第4部 市町村における取組み

1 市町村における取組みの概要

山口県県民活動促進基本計画においては、県は、市町村及び県民活動を支援する役割や機能を持つ県民活動支援機関等と連携・協力して諸施策を進めていくこととされています。

地域によっては、市町村や県民活動支援機関等により既に積極的な取組みが行われているところもありますが、今後とも基本計画に基づき、それぞれの地域の特性や実情に合わせた施策の推進が期待されます。

ここでは、市町村及び市町村域内を活動エリアとしている県民活動支援機関/県民活動支援拠点の概況を説明した後、各地域におけるこれまでの取組みや15年度の計画等を市町村域ごとに紹介します。

(1)市町村の主な取組み

市部を中心として、NPOやボランティア団体等との協働事業が行われています。特に、宇部市、山口市、岩国市、柳井市などでは委託事業が相当数実施されています。委託事業の事例としては、イベントや研修会等の委託をはじめ、市民活動センターをNPO法人に委託するもの(14,15 年度山口市)や市民参加型施設の建設計画への参画から運営までを市民組織に委託するもの(15 年度下関市)、駅前放置自転車等の整備・監視をNPO法人に委託するもの(14,15 年度宇部市)など多彩な事業が実施されています。

補助事業については、特定の分野における事業費補助が多くなっていますが、市民団体が自主的に行う活動に対し、公募・公開審査を経て補助を行う事業もみられます(14,15年度柳井市)。

そのほか、ボランティア活動に里親制度を導入している事業(15年度山口市)や市民活動災害保障保険制度の導入(14年度徳山市、15年度周南市) 各種の公的な委員会への県民活動団体の参画、普及啓発のための講座の開催などの積極的な取組みが行われています。

新しい動きとしては、下関市において、「下関市民協働参画条例(下関パートナーシップ条例)」が平成15年6月1日から施行されています。県民活動の関係では、県内の市町村では初めての条例制定となりました。なお、条例ではありませんが、山口市や周南市では基本方針や指針を定めており、宇部市や防府市でも策定を検討中です。

また、県民活動団体が公共施設等を利用するときの利用料の減免措置を設けている市町村は20団体、NPO法人に対する市町村民税の減免規定がある市町村は18団体、職員のボランティア休暇制度を有する市町村は32団体となっています。

(2)県民活動支援機関/県民活動支援拠点の取組み

市町村の支援センター

県民活動を総合的に支援する市町村の活動支援センターは、現在、5市1町に8施設設置されています。このうち、市町村が設置し運営も市町村が行っているのは、下関市、周南市(2施設)、岩国市、三隅町の5施設、市町村が設置しNPO法人に運営を委託しているのは山口市の1施設、NPO法人が設置、運営とも行っているのは下関市と宇部市にそれぞれ1施設ずつあります。周南市と下関市には複数設置されていますが、いずれも平成15年度に入ってから1つずつ増加しました。今後も支援センターの設置に向けて、各市町村における積極的な取組みが期待されます。

機能としては、情報の収集提供、活動の相談・コーディネート等のほか、施設によっては会議室や会議スペース、事務機器等が利用できるところもあります。

また、研修事業や交流事業などの実施により、人材育成やネットワークづくりを支援 しているところもあります。

市町村の社会福祉協議会(ボランティアセンター)

社会福祉協議会は県内全市町村に設立されている社会福祉法人ですが、「福祉の輪づくり運動」などを通じて以前からコミュニティに根ざした地域福祉活動やボランティア活動の支援を行っています。

特にボランティア活動については、社会福祉協議会にあるボランティアセンター(又はボランティアコーナー、ボランティア連絡協議会)を中心に主として福祉分野の活動を支援しています。

主な事業としては、広報誌の発行等の普及啓発事業、ボランティアの交流会やサロン事業などの交流促進事業、研修や講座の開催による人材育成事業、ボランティア団体への活動助成事業をはじめ、ボランティア活動保険の加入促進や学校との連携によるボランティア学習の推進、企業ボランティア活動の協力等を行っています。

また、災害時には被災地における災害ボランティア活動の取りまとめ役として中心的な役割を担っています。

勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは勤労青少年のための総合的な労働福祉施設であり、山口県には14の施設があります。勤労青少年ホームの機能としては様々なものがありますが、県民活動支援拠点として最も関連があるのは、「ボランティア活動の拠点としての機能(第6次勤労青少年福祉対策基本方針)」です。

勤労青少年が社会人としての責任を果たしていくため、ボランティア活動等の社会参加活動に関する情報の収集・提供、相談活動の実施、ボランティア活動のコーディネーターや指導者の育成、講座等の機会の活用によるボランティア活動の促進、地域との交流促進による社会参加活動のための環境整備、企業による従業員のボランティア活動の支援(第7次勤労青少年福祉対策基本方針)等を行う役割を担っています。

これらの基本方針に基づき、県内の勤労青少年ホームにおいては、地域社会との交流 促進事業や研修事業等を実施しています。

市町村青少年奉仕活動・体験活動支援センター

設置されている市町村によって名称は様々ですが、平成14年度から設置がはじまり、 現在19市町村に設置されています。平成16年度までに全市町村に設置される予定で す。学校の内外を通じたボランティア活動などの社会奉仕活動、そのほか様々な体験活 動の場や機会の充実を目的として、活動の情報提供やコーディネートを行い、子どもた ちの奉仕活動・体験活動の推進を図っています。

情報誌や人材バンクパンフレット、ホームページ等を使った普及啓発やボランティア 活動のコーディネート・相談、研修事業の開催、体験活動の企画実施等を行っています。

- 2 市町村及び市町村域で活動している県民活動支援機関・県民活動支援拠点における取組み
- (1) 下関市域の取組み

下関市の取組み

下 関 市

住 所: 〒750 - 8521 下関市南部町1-1 総合窓口:下関市NPO等支援センター 市民活動課内 T E L: 0832 - 31 - 1826 E-mail: skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.Jp F A X: 0832 - 31 - 1809 URL: http://mirai.city.shimonoseki.yamaguchi.jp 条例・計画等:下関市市民協働参画条例(下関パートナーシップ条例) 公共施設等使用料の減免制度:検討中 計画・制度等 法人市町村民税の減免制度(NPO法人): なし ボランティア休暇制度(職員):あり 【平成 14 年度】 委託事業:1事業 下関を広く国内外にアピールすることを目的とした普及啓発活動を維新関連団体、 まちづくり団体などで構成する実行委員会に委託。 補助事業:2事業 女性の地位向上と社会参加促進を図るための自主的な組織活動に対する支援などの補助事 主な取組み 業を実施。 【平成15年度】 委託事業:2事業 しものせき環境みらい館啓発棟の運営を行う事業などを市民組織等に委託。 補助事業:2事業 女性の地位向上と社会参加促進を図るための自主的な組織活動に対する支援などの補助事 業を実施。

県民活動支援機関/県民活動支援拠点の取組み

下関市市民活動支援コーナー

市民活動サポートセンター からとん@はうす

住 所:〒750 - 0004 下関市中之町 1 - 1 TEL: 0832 - 28 - 3470	
利用可能日時	月曜日~日曜日 9:00~21:00 (17:00 以降は要予約) (休館日:年末年始、予約のない土日)
利用設備等	会議スペース / 交流スペース / 書籍の貸出し
主な支援内容	市民活動に関する相談 / 情報の収集と提供 / 情報誌「とんから@ニュース」の発行 / 会議・作業・交流の場の提供 / パソコン講座など各種講座の開催

下関市社会福祉協議会(ボランティアセンター)

住 所:〒751-0823 下関市貴船町3丁目4-1 下関市社会福祉センター内
TEL:0832-32-2001 E-mail:FAX:0832-32-1522 URL:利用可能日時 月曜日~土曜日9:00~17:00

利用設備等 貸会議室/会議スペース/印刷機/テレビ/ビデオ/活動情報掲示スペース/情報ボックス(私書箱)

ボランティア活動の振興を図るためのボランティア活動(個人・団体)登録の推進/ボランティアネットワ-クづくりの推進/ボランティア活動の養成研修の実施によるニ-ズに対応できるボランティアの育成/ボランティアグル-プ等との協働活動の推進・学校等と協働した福祉体験活動の機会と場の提供

下関市勤労青少年ホーム

1 171110 = 11711 1-12	
住 所:〒750 - 0073 下関市彦島老の山公園 1 - 1 TEL:0832 - 67 - 1146	
利用可能日時	9:00~21:00(休館日:火曜日、1/1~3、12/29~31)
利用設備等	-
主な支援内容	勤労青少年の健全育成、福祉の向上を図るため、勤労青少年の活動を支援 (交流、情報収集・ 提供、相談など)

以下、市町村別に掲載